

松山市長 野 志 克 仁

松山市興行場法施行条例をここに公布する。

記

松山市興行場法施行条例

松山市興行場法施行条例（平成 10 年条例第 10 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、興行場法（昭和 23 年法律第 137 号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（設置の場所の基準）

第 2 条 法第 2 条第 2 項の条例で定める公衆衛生上必要な基準のうち、興行場の設置の場所の基準は、次のとおりとする。

(1) 興行場は、排水が極めて悪い場所その他入場者の衛生に支障を来す場所には設置しないこと。ただし、その周囲が耐水材料による排水溝を設ける等排水が容易に行え、かつ、清掃が容易に行える構造であり、及び興行場の床面がコンクリートその他の不浸透性材料で覆われ、又は地盤面から 45 センチメートル以上の高さにある等防湿上有効な措置が講じられている場合は、この限りでない。

(2) 興行場は、採光及び換気に支障を来さないよう周囲に空地その他適当な空間を設けることができる場所に設置すること。ただし、興行場の採光及び換気に係る構造設備により公衆衛生上支障を来さない場合は、この限りでない。

（構造設備の基準）

第 3 条 法第 2 条第 2 項の条例で定める公衆衛生上必要な基準のうち、興行場の構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 興行場全般の構造設備は、次の要件を満たすものであること。

ア 外部に開放する窓、給気口、排気口等には、ねずみ及び衛生害虫等の侵入を防止するための金網等を設けること。

イ 清掃及び排水が容易に行える構造とすること。

ウ 入場者が興行を観覧するために利用する場所（以下この条及び次条第2号キにおいて「観覧室」という。）は、舞台等興行に直接関係する場所を除き、ロビー、食堂、便所、売店等とは、隔壁等により区画すること。

エ 観覧室、ロビー、食堂等には、入場者用の便所を設けること。

オ 食堂、売店及び食品販売設備は、便所の付近その他の不潔な場所に設けてはならないこと。ただし、当該便所が次室を設けた水洗便所であって、公衆衛生上支障を来さない場合は、この限りでない。

カ 興行場内（以下「場内」という。）には、各階の観覧室、廊下等に温度計及び湿度計を入場者に見えるよう適当な位置に設けること。

キ 天井は、興行目的に応じ十分な高さを有していること。

ク 入場者用の座布団等を備える場合は、清潔で衛生的に保管できる設備を適当な場所に設けること。

ケ 適当な数の清掃用具及び必要な数の散水用具を備えるとともに、当該清掃用具等を清潔で衛生的に保管できる専用の設備を適当な場所に設けること。

コ 場内には、適当な数のごみ箱を設置するものとし、当該ごみ箱は、不浸透性材料で作られ、かつ、汚液（汚水を含む。次条第2号シにおいて同じ。）、ごみ等が飛散流出しない構造とすること。

サ 必要に応じ、ごみを置く集積場を適当な場所に設けること。

シ 観覧室に土足で入る構造設備の場合は、場内への入口に靴等に付着する泥土を除去するための敷物等を置くこと。

(2) 観覧室の構造設備は、次の要件を満たすものであること。

ア 入場者が、容易に移動、着席及び出入りができる構造とすること。

イ 入場者の衛生及び観覧に支障を来さないよう清掃及び消毒が容易に行える構造とすること。

ウ 十分な広さ及び高さを有し、かつ、適当な数及び広さの出入口並びに適当な数及び広さの観覧席（入場者が興行を観覧するための椅子、座席及び立見席をいう。エ及び第6条において同じ。）を備えること。

エ 映画館、演劇場、音楽ホール、演芸場その他劇場形態の興行場の場合は、次の構造設備とすること。

(7) 平場（階上に観覧席がない場合の観覧室前方の平らな床面の部分をいう。）の

床面から天井までの高さは3.5メートル以上とし、階上又は階下の場所の床面から天井までの高さは2.1メートル以上とすること。

(イ) 舞台は、観覧室と適切に区画すること。

(ウ) 階上の観覧室の前端には、階下に不潔な物等が落ちないように金網等を設けること。

(3) 空気環境に係る構造設備は、適当な機械換気設備（空気を浄化し、その流量を調節して供給及び排出をすることができる設備をいう。）又は空気調和設備（空気を浄化し、その温度、湿度及び流量を調節して供給及び排出をすることができる設備をいう。）であること。ただし、直接外気に面する窓を適時開放し、かつ、換気口から常時換気することにより換気が十分に行われる場合は、この限りでない。

(4) 照明設備は、次の要件を満たすものであること。

ア 特に定める場合を除き、入場者の衛生及び興行に支障を来さないよう、床面から80センチメートルの高さにおいて100ルクス以上の照度を満たす機能を有する照明設備を設けること。ただし、窓等から採光する構造で、自然光線で所要の照度を十分に満たすことができる場合は、この限りでない。

イ 観覧室、ロビー、休憩室、廊下、階段、便所その他の入場者が利用する場所並びに電気室及び機械室には、床面において150ルクス以上の照度を満たす機能を有する照明設備を設けること。

ウ 観覧室、ロビー、休憩室、廊下、階段、出入口、非常口、便所その他の入場者が利用する場所には、床面において10ルクス以上の照度を満たす機能を有する電源の異なる補助照明設備を設けること。

エ 映画の映写等のため観覧室の消灯を行う場合は、電圧昇降器等による漸減式照明方法ができる照明設備を設けること。

オ 観覧室には、映写中、演劇中等の場合であっても、床面において常に0.2ルクス以上の照度を満たす機能を有する照明設備を設けること。

カ 出入口、売店及び入場券売場には、床面から80センチメートルの高さにおいて200ルクス以上の照度を満たす機能を有する照明設備を設けること。

(入場者の衛生に必要な措置の基準)

第4条 法第3条第2項の規定により条例で定める興行場営業を行う者（以下この条及び次条第2項において「営業者」という。）が講じなければならない入場者の衛生に必要な

な措置の基準は、次のとおりとする。

(1) 興行場の周囲は、必要に応じ補修を行い、定期的に清掃すること。

(2) 興行場全般は、次に定めるところにより管理すること。

ア 施設及び設備は、定期的に清掃し、必要に応じて消毒を行うこと。

イ ねずみ及び衛生害虫等の防除を行うこと。

ウ 壁及び天井は、常に清潔に保つこと。

エ 設備及び器具は、定期的に保守点検を行い、常に適正に使用できるよう整備すること。

オ 営業時間中は、常時換気を十分に行い、規則で定める空気環境の基準に適合するよう管理するとともに、定期的に空気環境の測定を実施すること。

カ 温度計及び湿度計は、入場者が常に容易に見えるよう適正に管理すること。

キ 観覧室は、営業時間中は、常に適正な温度及び湿度を保つこと。

ク 食堂、売店及び食品販売設備は、常に清潔で衛生的に保つこと。

ケ 入場者用の座布団等は、常に清潔で衛生的に保つとともに、その保管場所は、適切に清掃を行い、常に清潔で衛生的に保つこと。

コ 清掃用具その他の用具類は、専用の場所に保管し、当該場所は、適切に清掃を行い、常に清潔に保つこと。

サ ごみその他の廃棄物は、適切に搬出し、場内に放置しないこと。

シ ごみ箱は、廃棄物、汚液、汚臭等が飛散流出しないよう管理するとともに、適切に清掃を行い、常に清潔に保つこと。

ス 便所は、次に定めるところにより適切に管理すること。

(7) 臭気を著しく発散させないこと。

(イ) 毎日清掃し、常に清潔に保つこと。

(ウ) 定期的に殺虫及び消毒を実施すること。

(3) 前号ア、イ、エ及びオの規定による管理を行うに当たっては、必要な事項を記載した帳簿書類を備えるとともに、当該帳簿書類を3年以上保存すること。

(4) 入場者の衛生を保持するため、次に定めるところにより、必要な案内を行うとともに、所要の注意事項については、場内の適当な場所に掲示すること。

ア 所定の喫煙場所以外での喫煙を禁止し、喫煙場所以外で喫煙している者に対しては、これを制止し、及び適切に案内すること。

イ 禁煙場所である旨は、入場者が常に容易に見えるよう場内の適当な場所に表示すること。

ウ ごみその他場内を不潔にするおそれのある物をごみ箱以外のところに投棄してはならない旨は、入場者が常に容易に見えるよう適当な場所に表示すること。

エ イ及びウの規定による表示は、日本語のほか、必要に応じて英語その他の外国語により行うこと。

(5) 入場定員を入場者の見やすい場所に表示し、定員を超えて入場させないこと。

(6) 入場者の事故等に対処するため、次の措置を講じること。

ア 救急医療品及び衛生材料を適切に備えること。

イ 必要に応じて医療機関等に通報し、その指示を受ける等の入場者の救護について迅速かつ適切に対応できる体制を確立しておくこと。

(7) 入場者に事故等が発生した場合は、その状況を的確に把握し、迅速かつ適切に対処すること。

(8) 従業者に係る衛生管理については、次の措置を講じること。

ア 衣服は、常に清潔に保つこと。

イ 伝染のおそれのある疾病にかかっている者及びその疑いがある者は、医師の診断により公衆衛生上支障を来さないと認める場合を除き、業務に従事させないこと。

(9) 営業者又は従業者のうちから公衆衛生に関する責任者を定め、施設の衛生管理及び従業者の衛生教育に当たらせること。

(営業許可の通知等)

第5条 市長は、法第2条第1項の許可をしたときは当該許可を証する書面により、許可をしなかったときはその旨を記載した書面により、当該許可の申請をした者に通知するものとする。

2 営業者は、前項の許可を証する書面を場内の入場者の見やすい場所に掲示しなければならない。

(基準の緩和等)

第6条 市長は、興行場が仮設若しくは臨時のものである場合又は観覧席が屋外に面している等特殊な理由がある場合は、興行場の特性に応じ公衆衛生上支障を来さないと認める範囲内で、この条例に定める基準の一部を緩和し、又は適用しないことができる。

(規則への委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に存する興行場又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替の工事中の興行場に係る空気環境に係る構造設備が第3条第3号に規定する構造設備の基準に適合しないときは、当該空気環境に係る構造設備については、同号の規定は、平成25年3月31日までの間は、適用しない。